

## 掛金引上げ1年猶予の弾力化措置等 (厚年基金対象)の意見募集開始

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

- ▶ 掛金引上げ1年猶予の特例措置
- ▶ 回復計画上の最低責任準備金付利率の決定方法の整理  
についての意見募集が、平成19年度の運用利回りの著しい低下  
を踏まえ、7/11付けで開始された。

意見募集のURLは次のとおりですが、パブコメ概要(2枚)については添付いたします。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495080081&OBJCD=100495&GROUP=>

「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号)」の改正案

### 掛金引上げ1年猶予

#### 【条件】

- ◆ 以下の条件を満たせば、来年4/1付け掛金引上げを1年猶予することが可能  
正確には、H20.3.31～H21.3.30を基準日とする財政計算の掛金引上げをH22.4.1まで猶予可能
  - ✓ 来年4/1までに掛金引上げにかかる規約変更を行なうこと
  - ✓ 掛金引上げは再来年4/1までに行なうこと
  - ✓ 「資産 < 最低責任準備金 × 105%」の場合の(最低責任準備金 × 105%までの)回復計画の掛金までは来年4/1までに引き上げること

#### 【対象】

- ◆ 以下に該当する基金であって、通常の掛金変更を行なうことが困難な場合  
平成19年度財政検証結果による掛金引上げ  
財政再計算や、20%変動等、 以外の理由によるH20.3.31からH21.3.30までを  
基準日とする財政計算

#### 【留意点】

- ◆ 今年限りの特例措置
- ◆ 今年の運用環境が好転しない限り単なる負担の先送りに過ぎず、先送りした1年分の掛金と利息分だけ再来年からの掛金率が更に増加してしまう
- ◆ 掛金の引上げは再来年でよいが、来年4月までに掛金引き上げ時期と引き上げ幅を規約に明記しなければならないと思われる(照会予定)

## 回復計画上の最低責任準備金付利率

変更前の利率の下限がマイナスになることが予想されるため、見直された

### 【変更前】

- 回復計画における最低責任準備金の将来の付利率は以下のいずれか小さいほう以上であること

利用可能な本体運用の直近実績

本体の運用の見通し

### 【変更後】

- 回復計画における最低責任準備金の将来の付利率は以下のいずれか小さいほう以上であること

利用可能な本体運用の直近過去3年の実績平均

本体の運用の見通し

〔過去3年平均〕

年度	16	17	18	19	20	21	22以降
運用実績	2.73%	6.82%	3.10%	3.5%			
3年平均			4.22%	2.14%			
基金適用付利率					3.1% (確定)	3.5%	2.14%

〔見通し〕

年度	16	17	18	19	20	21	22以降
運用見込み					3.00%	3.20%	3.20%
基金適用付利率					3.1% (確定)	3.5%	3.00%

〔下限〕

年度	16	17	18	19	20	21	22以降
基金適用付利率下限					3.1% (確定)	3.5%	2.14%

推計値

### 【留意点】

- 本件19年度決算から適用されるが、19年度の本体利回り(推計値 3.5%)が明らかになるのは例年通りだと12月頃のため、決算報告時の回復計画には織り込めず、回復計画の再作成時に反映が可能となる
- 仮に19年度の本体利回りが 3.5%だとすると、17～19年度の3年平均は2.14%となり、将来の付利率として2.14%を適用することが可能となる
- 回復計画における資産利回りは予定利率と仮定することが可能であり、予定利率と2.14%の差の累積分だけ回復しやすい回復計画の策定が可能となる
- 掛金引上げ1年猶予の条件とされる最低責任準備金に対する回復計画も、同様に回復しやすい計画の策定が可能

### その他

- 以前([ニュース107](#))ご案内の更なる弾力化とは今回の2つの通知変更をさすものと思われま

以上